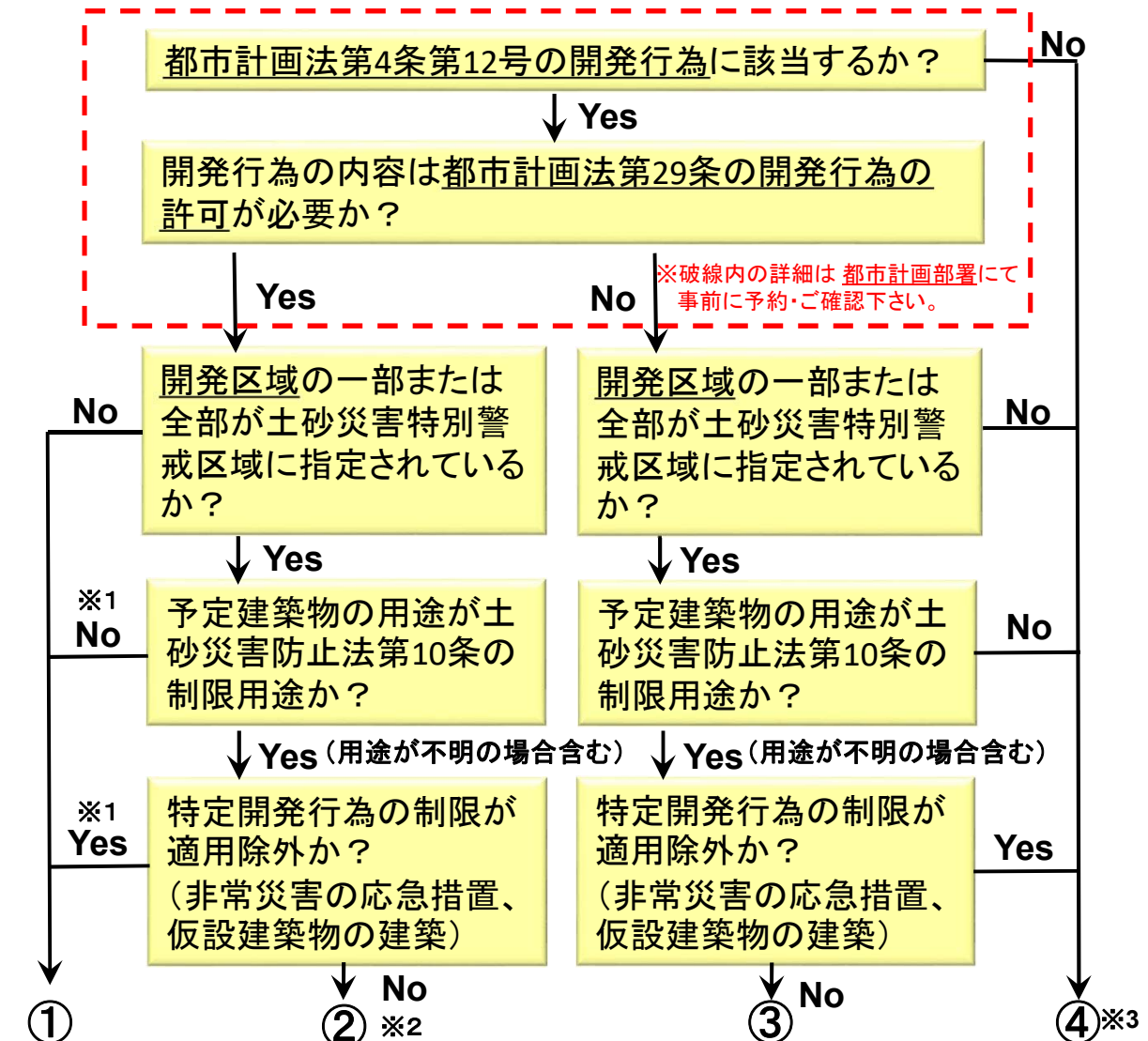


特定開発行為該当性判断 及び 必要な許可



【必要な許可】

- ① 都市計画法の開発行為の許可 (※1 対策工法への助言が必要)
- ② 都市計画法の開発行為の許可と
土砂災害防止法の特定開発行為の許可 (※2 同時許可となる)
- ③ 土砂災害防止法の特定開発行為の許可
- ④ なし (※3建築基準法上の建築物構造規制が適用される場合あり)

※都市計画法に関するお問い合わせ先

・福岡市	・・・福岡市 住宅都市みどり局 開発・盛土指導課	TEL:092-711-4587
・北九州市	・・・北九州市 都市戦略局 開発指導課	TEL:093-582-2644
・久留米市	・・・久留米市 都市建設部 都市計画課	TEL:0942-30-9343
・大任町	・・・大任町 事業課	TEL:0947-63-3001
・上記以外	・・・福岡県庁 開発・盛土指導課 開発係	TEL:092-643-3715